

裁量世帯に関する要件は次のとおりです。

裁 量 世 帯	次の①～⑨のいずれかに該当する方。 ① 世帯主が60歳以上で、かつ同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満である場合。 ② 身体障害者の方（1級～4級） ③ 知的障害者の方（精神障害者の方の障害程度と同等） ④ 精神障害者の方（1級～2級まで） ⑤ 戦傷病者手帳をお持ちの方（特別項症～第6項症、または第1款症の方） ⑥ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方 ⑦ 引揚者で本邦に引揚げた日から5年を経過していない方 ⑧ ハンセン病療養所入所者等の方 ⑨ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの方がいる世帯
------------------	--